

届出を要しない行為（上記「届出の対象」のものに限る）

	対象	行為	規模等
建築物	全ての建築物	増築、改築、 又は移転	行為に係る部分の地盤面からの高さが <b>20m</b> 以下、かつ、当該部分の床面積の合計が従前の建築物の延べ面積の <b>10分の1</b> 以内かつ <b>1,000平方メートル</b> 以内
		増築、改築、 又は移転	外観の変更を伴わない
		修繕等 (※1)	行為に係る部分の面積が一面につき従前の建築物の外観に係る面積の <b>2分の1</b> 以内かつ <b>500平方メートル</b> 以内
工作物	全ての工作物	修繕等 (※1)	行為に係る部分の面積が、一面につき従前の工作物の外観に係る面積の <b>2分の1</b> 以内かつ <b>50平方メートル</b> 以内
	門、塀、かき、さく、その他これらに類するもの	建築物等に付設されるものの新設等 (※2)	行為に係る部分の高さが <b>10m</b> 以下
	修景施設として設けられる花壇、噴水、彫刻その他これらに類するもの		
	自動車洗車場に設置される自動車の洗車の用に供する施設その他これに類するもの		
	煙突、排気塔その他これらに類するもの		
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		
	電波塔その他これに類するもの		
	アンテナ		
	街灯、照明灯その他これらに類するもの		
	自動車、原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設その他これに類するもの		
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの（これらの支持物を含む）		
	高架水槽	建築物に付設されるものの新設等	行為に係る部分の高さが <b>10m</b> 以下、かつ当該部分の面積が一面につき <b>10平方メートル</b> 以内
	製造施設、貯蔵施設、粉碎施設、処理施設その他これらに類するもの	建築物に付設されるものの新設等 (※2)	行為に係る部分の高さが <b>2m</b> 以下
	銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの		
物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの			
遊戯施設	修繕等 (※1)	行為に係る部分の面積が、一面につき従前の工作物の外観に係る面積の <b>2分の1</b> 以内かつ <b>50平方メートル</b> 以内	
擁壁			
歩道橋、橋梁、高架道路、高架鉄道、アーケードその他これらに類するもの			
(※1) 修繕等：外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更			
(※2) 新設等：新設、増築、改築又は移転			